

受領遅滞について

- 受領遅滞の効果として、次の三つの効果が明文化された。
 - ・ 特定物の引渡債務の債権者は、受領遅滞となった後は、善良な管理者の注意義務ではなく、自己の財産に対するのと同じの注意をもって目的物を保存すれば足りる。（第413条第1項）
 - ・ 受領遅滞により増加した債務の履行費用は、債権者の負担となる。（第413条第2項）
 - ・ 受領遅滞となった後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務の履行が不能となったときは、その履行不能は債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる。（第413条の2第2項）

○民法第413条

（受領遅滞）

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

○民法第413条の2

（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

現行の約款に受領遅滞に関する条項はない

→（履行遅滞に関する条項はあり）

○民間約款甲

（履行遅滞及び違約金）

第三十三条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年十パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。ただし、工期内に、部分引渡しがあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。

2 発注者が第二十七条第四項又は第二十八条の請負代金の支払いを完了しないときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年十パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。

3 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を準用する。

4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同じの注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。

○民間約款乙

（履行遅滞及び違約金）

第二十三条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書の定めるところにより、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

2 発注者が第十八条第二項の請負代金の支払いを完了しないときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

3 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を準用する。

4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同じの注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。

5 発注者の遅滞の後、この契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は発注者の負担とする。

6 受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

論点

- ・ 今回の改正を踏まえ、約款を改正する必要があるか。
約款上、注文者の受領義務をどのように扱うべきか（※1）。

→ 今回の受領遅滞の規定は、旧法下での判例（最判昭和40年12月3日※2）及び一般的な解釈に従い明文化されたものであり、今回の改正により取扱いは変わらないものと考えられる。

※1 受領義務はおおよそ債権者一般が負うものではなく、一定の契約類型に特有の義務であり債権の性質というより契約の解釈から導かれるもの（内田 民法Ⅲp.98）とされている。

※2 判例によれば、受領遅滞と債務不履行は別のものであり、債権者に帰責事由がない場合もこれらの効果が発生するとされ、また基本的に受領遅滞に基づいて損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないとされている。